

京都ジョブパーク事業
良質な正規雇用による人材確保チャレンジ事業業務 仕様書

1 趣 旨

人手不足が顕著となっている「ものづくり産業」、「観光関連産業」、「建設業」の府内中小企業において、AIやIoTなどの活用により生産性向上を目指す企業等を対象に、高水準の雇用条件や就労環境への改善により「良質な正規雇用」(注1)を創出することで、持続的な人材確保と定着を図る。

なお、本事業は、京都府が厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」の採択を受け、京都府独自の産業政策で事業拡大・産業高度化を支援するとともに、AI・IoT人材の育成を通じた生産性向上・働き方改革を進め、若年者をターゲットとした良質で安定的な正規雇用を創出し、多様な人材の活躍の場の拡大を図るために、京都府・京都市をはじめとする産学公労使の「オール京都」体制のもとで推進する「京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト」の一事業として実施するものである。

(注1)「良質な正規雇用」とは、以下のすべてを満たす条件での正規雇用をいう。

- ①1ヶ月当たりの平均労働時間数が160時間以内
- ②1ヶ月当たりの平均出勤日数が19日以内
- ③1ヶ月当たりの平均所定内給与額が257,600円以上

2 委託業務名

京都ジョブパーク事業良質な正規雇用による人材確保チャレンジ事業業務

3 業務の実施場所

京都ジョブパーク

京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ内

4 業務の従事時間

午前8時30分～午後5時15分

土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は休みとする。

※ただし、緊急時等には、時間外、土曜日、日曜日、祝日、年末年始に対応を要する場合がある。

5 業務内容

上記1の趣旨を実現するため、「京都ジョブパーク中小企業人材確保・多様な働き方推進センター（仮称）」（以下「センター」という。）、中小企業を支える経営支援団体、市町村及び京都府内ハローワーク等（以下「団体等」という。）と密接に連携して、特に指定する40業種に該当するものづくり産業、観光関連産業、建設業（注2）で、良質な雇用の創出により、持続的な人材確保と定着を図ろうとする府内中小企業等に対して、労働条件に係る各種規定の整備や社内の就労環境の改善、生産性の向上、人材確保につながる企業の魅力のブラッシュアップの手法等について学ぶ機会を提供するとともに、社会保険労務士などの専門的見地を踏まえた個々の企業の課題解決に向けた伴走支援、求職者との出会いの場の提供などを行うことにより、当該企業の採用力向上と人材の確保を図ることとし、具体的には以下の事項の業務を行うものとする。

なお、業務運営にあたっては、京都ジョブパーク総括業務取扱要領に則るとともに、業務の内容を検証し、必要な改善を図ること。

また同要領に課題がある場合には、随時、京都府に改善提案を行うこと。

加えて、当業務固有の業務についても業務品質の向上を図るため、京都ジョブパークセンター長の承認を得て、業務単位の業務要領を定めるとともに、業務運営上の課題がある場合には、京都ジョブパークセンター長の承認を得て随時改定を行うこと。

さらに、実施する業務については、原則京都府と協議すること。

（注2）特に指定する40業種に該当するものづくり産業、観光関連産業、建設業とは、京都府内に事業所を有する中小企業者で、中小企業基本法第2条第1項（昭和38年法律第154号）に規定する会社及び個人のうち、本事業に参加しようとする者で、日本標準産業分類中分類による指定40業種を指す。

【対象となる40業種】

06総合工事業、07職別工事業（設備工事業を除く）、08設備工事業、09食品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業、11繊維工業、12木材・木製品製造業、13家具・装備品製造業、14パルプ・紙・紙加工品製造業、15印刷・同関連業、16化学工業、18プラスチック製品製造業、19ゴム製品製造業、21窯業・土石製品製造業、24金属製品製造業、25はん用機械器具製造業、26生産用機械器具製造業、27業務用機械器具製造業、28電子部品・デバイス・電子回路製造業、29電気機械器具製品製造業、30情報通信機械器具製造業、31輸送用機械器具製造業、32その他の製造業、39情報サービス業、40インターネット付随サービス業、41映像・音声・文字情報制作業、42鉄道業、43

道路旅客運送業、56各種商品小売業、57織物・衣服・身の回り品小売業、58飲食料品小売業、60その他小売業、70物品賃貸業、72専門サービス業、74技術サービス業（他に分類されないもの）、75宿泊業、76飲食店、77持ち帰り・配達飲食サービス業、79その他の生活関連サービス、80娯楽業

(1) 京都ジョブパーク人材確保特別塾(仮称)（以下「特別塾」という。）の運営

ア 特別塾参加企業の開拓業務

センターや京都ジョブパーク（北京都ジョブパークを含む）の各コーナー、団体等との連携その他の方法により情報収集を行い、イに示す特別塾に参加する可能性があると考えられる企業を中心に、企業訪問等により特別塾への誘導を行い、参加企業を確保すること。

なお、特別塾に参加せずとも「良質な正規雇用」が創出できると考えられる企業については、個別支援等により人材確保を図ること。

イ 特別塾による企業育成業務（良質な正規雇用創出）

以下の(ア)及び(イ)の業務を実施することにより、「良質な正規雇用」に該当する求人を創出し、求人票を受理すること。

(ア)特別塾（セミナー）の開催

上記アの業務等により開拓した参加企業を対象に、「良質な正規雇用」に該当する条件で新たな雇用を創出できるような社内の環境整備（社内の合意形成、各種規定の改正など）、求職者が当該企業を志望する動機付けとなるような魅力づくり（就労環境の改善、福利厚生の上昇など）等について学ぶ特別塾（セミナー）を開催すること。

特別塾は、年度の上半期（5月～10月）及び下半期（10月～翌3月）の年間2クールで実施することとし、各クールにおいて、参加企業を30社確保し、原則、毎月1回（1クールに計6回）セミナーを実施すること。

なお実施に当たっては、「良質な正規雇用」が創出できるカリキュラムを設定するとともに、企業の参加動機につながるような講師を起用すること。

(イ)専門家による伴走支援

上記(ア)のセミナーと並行して、本業務において配置する専門家（社会保険労務士）による参加企業に対するコンサルティングを実施し、「良質な雇用」創出のため、個々の企業の個別課題の解決に向けた指導を行うこ

と。

なお、個々の企業へのコンサルティングの経過、結果等についてはセンターと情報を共有し、センターが作成する支援企業カルテに反映させること。

ウ 高度人材・中核人材等の開拓

「良質な正規雇用」に該当する求人に見合った求職者を開拓するため、大学院や大学、専門学校、職業訓練機関等に対し、学生、訓練生の誘導等について働きかけを行うなど、特別塾入塾企業が求める人材の確保を行うこと。

エ 求職者向け特別塾参加企業との交流会（企業ラボ）の開催

「良質な正規雇用」の創出に向けて改善に取り組む企業の努力や姿勢を見学する機会として、求職者との交流会（特別塾各クール2回、計4回）を実施すること。

また、交流会において、企業と求職者とのマッチングが成立する可能性がある場合は、双方に対して積極的に働きかけを行うこと。

オ 特別塾修了企業と求職者のマッチング

特別塾各クール終了時に、修了企業の取組内容を発表するとともに、求職者とのマッチングの機会となる成果発表会を開催すること。

また、成果発表会等においてマッチングが成立しなかった企業については、個別具体的に求職者を開拓するなど、原則、すべての企業で採用が成立するよう、対応を行うこと。

カ 各種データの収集・整理等

支援企業及び企業に採用された求職者に関するデータを把握して、必要に応じ、京都府へ提出すること。

また、国への報告を要する資料等について作成を行うこと。資料の内容等については、京都府と協議すること。

(2) CS調査の実施

特別塾修了企業に対して、CS調査を実施すること。

実施時期、様式、集計方法等は京都府の指示に従うこと。

(3) 会議への参画

現場責任者は京都ジョブパーク事業会議等に参画すること。

(4) 事業進捗管理

- ア 上記5(1)の支援内容について、定められた様式で月報を作成し、コーナーでとりまとめた上で、総合プロデュースへ提出すること。
- イ 企業支援の内容をJ Pシステムへ登録すること。

6 人員配置体制

以下を参照に、上記業務の運営が可能な人員を配置すること。

なお、本項目に示す人員数については上記4に記載した1年間の従事時間数をもって1名とする。

(1) 現場責任者を1名配置すること。

業務を円滑かつ効果的に遂行するとともに、委託元である京都府との対応窓口として現場責任者を1名配置し、受託業務の進捗管理、京都府及び他コーナーとの調整、企業の個別支援等を行うこと。

また、現場責任者は受託期間中、京都ジョブパークの他事業の責任者を兼ねないこと。

(2) 人材確保専門アドバイザーを1名を配置すること。

主に上記5(1)ア及びイ、ウに定める業務遂行のため、良質雇用の創出や高度人材・中核人材等の確保・定着に関するコンサルティングが可能となる専門家（社会保険労務士）を1名配置すること。

(3) キャリアカウンセラー等を2名を配置すること。

主に上記5(1)に定める各業務を行うため、キャリアカウンセラー等^(注3)を2名配置すること

(注3) キャリアカウンセラー等とは、キャリアコンサルティング技能士（国家検定、キャリアコンサルティング技能検定1級・2級試験合格者）、国家資格キャリアコンサルタント試験に合格した者、平成28年3月までにキャリア・コンサルタント養成講座（140時間（平成23年7月以前の指定基準によるものは130時間））を受講し、キャリア・コンサルタント能力評価試験に合格した者、又はこれらと同等の資格を有する者若しくは民間事業所等での就職支援事業の実務経験が1年以上の者のいずれかに該当するものとする。

7 運営管理・実施報告等

(1) 目標数

本業務の最重要目標として、次の項目を管理すること。

- ア 正規雇用人材確保数 120人
- イ アのうち「良質な正規雇用」による人材確保数 40人
- ウ イのうち2019年10月31日までに確保する数 20人
- エ CS調査の平均点（10点満点）8.5点

(2) 管理項目

上記目標数の他、業務の進捗状況を管理する重要な指標として、以下を管理すること。なお、項目については、別途協議の上で追加することがあり得る。

- ア 支援企業数 60社
- イ アのうち、本事業により人材確保ができた企業数 60社

(3) 報告

7については、月報により京都府へ報告を行うとともに、京都産業21や厚生労働省の調査に伴う報告を行うこと。また、京都府の評価・指示等の下、円滑な業務の推進に努めること。

(4) 進捗状況の確認等

月報により京都府へ報告する際には、常に7の目標数と比較した上で、進捗管理を行うこと。

なお、報告内容が、7の目標数を下回る場合、その他、現行業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

8 個人情報の保護

「京都ジョブパーク」の運營業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）及び京都ジョブパーク諸規程等その他関係法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

9 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費^(注4)

- ア 賃金
- イ 通勤手当
- ウ 社会保険料等

(2) 委託業務に要する事業費^(注5)

- ア 什器等リース費
- イ 通信運搬費
- ウ 旅費
- エ 事務所費
- オ 消耗品費
- カ 会場費
- キ 講師謝金
- ク 講師旅費
- ケ 広報費
- コ 資料作成費
- サ 会場費・設営費
- シ 保険料等諸経費
- ス 京都府と協議して認められた経費

(注4) 人件費（付加的賃金を除く。）については前金払ができるものとする。

(注5) 事業費については契約金額全体の50%までとする。

なお、委託対象経費に一般管理費（直接人件費や直接経費に定率を乗じたもの）は認められないため、一般管理費として支弁する「具体的な経費」を積み上げた形で計上すること。

10 業務完了報告

本業務が完了したときは、直ちに以下の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出すること。

(1) 業務終了後の報告

- ア 実施業務の概要
- イ 業務実施に伴う雇用実績（就職者名簿等）
- ウ 本業務に要した経費の内訳

なお、上記内容が確認できる書類として、労働者名簿、賃金台帳、業

務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。

(2) 事業期間中の途中報告

受託事業者は、委託契約締結後事業期間中に京都府から求めがあった場合は、その時点での事業の進捗状況や実績、経費の執行状況について報告しなければならない。

11 財産権の取扱い

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託元である京都府に属するものとする。

12 業務上の留意事項

本事業により事業収入が発生した場合、京都府と受託事業者は協議の上、必要な場合は委託料を変更するものとする。

13 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し適正に業務を執行するとともに、京都ジョブパークが定める諸規程、理念及び行動指針を遵守すること。
- (2) 以下の項目に該当し京都府の指導にもかかわらず受託事業者の積極的な改善が図られなかったものと京都府が判断した場合には、委託料の10分の1を上限として、委託料を減額することがある。
 - ア 目標数が未達成
 - イ 企画提案内容のうち、評価に関する部分で不履行が発生
- (3) 設定目標7は、京都府が本業務遂行上必要として設定した数値であるが、受託事業者が設定目標以上の提案を行った場合については、協議の上で、当該提案値に変更することがあり得る。
- (4) 国及び京都府が事業を展開する場合は、京都府が受託事業者と協議の上、新たな業務が加わることがある。
- (5) その他、契約書及び事業仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府が受託事業者と協議して決定するものとする。